

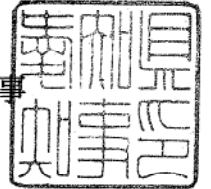


31 環活第 387-18 号

令和 2 年 7 月 22 日

経 済 産 業 大 臣 殿

愛 知 県 知 事



(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての
知事意見について (通知)

このことについて、環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号) 第 10 条第 1 項の規定
に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添 1 のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市町長 (田原市長及び南知多町長) の意見は、
別添 2 のとおりです。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電 話 052-954-6211 (ダイヤル)

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての知事意見

風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業は、対象事業実施区域（以下「区域」という。）の全域が三河湾国定公園の第2種特別地域及び鳥獣保護区に指定されていることに加え、区域の一部が保安林に指定されており、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。

また、区域周辺の国定公園内には主要な眺望点が複数存在するとともに、風力発電機の見えの大きさ（垂直視野角）は「圧迫感はあまり受けない」とされる垂直視野角を超えると予測されていることから、地形改変及び施設の存在に伴う景観への重大な影響が懸念される。

このため、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）についての知事意見において、重要な自然環境のまとまりの場の改変や景観への影響を回避するよう、事業計画を再検討することを求めている。

また、配慮書についての経済産業大臣意見においても、国定公園の風致景観の根幹を成す海岸景観への重大な影響が懸念され、また、主要な展望地から展望する場合に著しい妨げとなる可能性が極めて高いことから、当該国定公園の指定理由である海岸景観に係る主要な展望地からの眺望景観に重大な影響を及ぼす範囲を区域から除外することが求められている。

しかしながら、配慮書において求められた知事意見や経済産業大臣意見を踏まえた事業計画の再検討を行ったとは認められず、方法書に示された事業計画は依然として環境への重大な影響が懸念される。

以上を踏まえ、事業者は、事業計画の再検討を行った上で、必要な環境影響評価手続を行うこと。

なお、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の手続を行う場合は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、予測される影響に対しては、事業内容を十分に精査し、最大限の環境保全措置を講ずることを強く求める。

1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の詳細が明らかになっていないことから、これらを具体化した上で、それに至った検討経緯も含め、準備書に記載すること。

また、具体化した事業計画及び工事計画の内容に基づき、必要に応じ、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。

(3) 区域周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関して、本事業との累積的な影響が懸念される。

このため、これらの風力発電所の事業者、関係自治体及び地域の状況に精通した専門家等から情報の収集に努め、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関して、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 騒音及び超低周波音、風車の影

区域周辺に住居や宿泊施設等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

3 水質

掘削時及び降雨時の濁水並びにコンクリート工事に伴うアルカリ排水は適切に処理を行うとしているが、工事計画の詳細が明らかになっていないことから、濁水やアルカリ排水の流出等を否定できない。

このため、工事計画を具体化した上で、必要に応じ、適切な環境保全対策を講ずるとともに、これらを準備書に記載すること。

4 動物、植物

区域及びその周辺はサンバ等の鳥類の渡りルートとなっている可能性があり、また区域周辺には重要野鳥生息地（IBA）に指定された伊川津があることから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。

また、区域周辺にはハギクソウの群落が確認されており、区域内にもハギクソウ等の重要な種が生育している可能性があることから、地形改変及び施設の存在に伴う植物への影響が懸念される。

このため、地域の状況に精通した専門家等の指導・助言を得ながら、動物及び植物への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

なお、調査、予測及び評価に当たっては、以下の事項についても適切に対応すること。

- (1) 鳥類の調査においては、夜行性鳥類及び夜間の小鳥類の渡りの状況を的確に把握できるよう、船舶レーダー調査を実施すること。
- (2) 鳥類のポイントセンサス法及び定点観察法による調査においては、構造物の回避行動、餌場やねぐら等への移動経路、渡りルートなどが把握できるよう、飛翔軌跡や飛翔高度を的確に記録すること。
- (3) 鳥類の定点観察法による調査においては、区域を含むエリアが「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（平成23年1月 環境省）」で猛禽類の渡りルートとされていることから、当該手引きを踏まえ、空間飛翔調査、飛翔軌跡調査及び年間衝突予測数の算出に加え、船舶レーダー調査、セオドライトを用いた飛翔高度の調査及び気流調査を実施すること。
- (4) 渡り鳥の定点観察法による調査においては、渡りルートや個体数等は年によって変動があることから、2年間の期間を設定し、適切に調査を実施すること。
- (5) ミサゴを含む希少猛禽類の定点観察法による調査においては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－（平成24年12月 環境省）」等を参考として、2営巣期を含む調査期間を設定し、適切に調査を実施すること。
- (6) 鳥類（渡り鳥、希少猛禽類）の風力発電機への年間衝突予測数の算出に用いる飛翔軌跡調査等については、種の活動時間を正しく反映した調査時間を設定し、適切に調査を実施すること。

また、年間衝突予測数の算出に当たっては、複数の回避率を用いて算出すること。

- (7) 区域周辺の砂浜には、シロチドリ等の鳥類が生息している可能性があることから、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音及び振動による鳥類への影響が懸念される。

このため、これらの影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

- (8) 植物相の調査において、ハギクソウ等の重要な種が確認された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。
- (9) コンクリート工事や地盤改良工事に係る工事計画の詳細が明らかになっていないことから、工事に伴う動物及び植物の生息・生育環境への影響は否定できない。
このため、工事計画を具体化した上で、必要に応じ、適切な環境保全対策を講ずるとともに、これらを準備書に記載すること。

5 景観

区域及びその周辺は、三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されている。当該国定公園は渥美・知多半島と湾奥部の海岸景観等を主な理由として指定されており、地形改変及び施設の存在に伴い、当該国定公園の風致景観の根幹を成す海岸景観への影響が懸念される。

このため、区域及びその周辺のクロマツ林と海岸砂丘からなる海岸景観を景観資源に位置づけた上で、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

なお、調査、予測及び評価に当たっては、眺望点となる施設の管理者及び利用者、地域住民並びに関係自治体等の意見を踏まえること。

6 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 配慮書についての知事意見でも述べたように、インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。



別添 2

20田環第106号
令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 山下 政良

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (回答)

令和2年4月28日付け31環活第387-5号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 環境影響評価方法書に記載している事業計画については、環境影響評価配慮書と比較して内容があまり具体化されておらず、また、現時点で関係機関との調整が進んでいないなど不確定要素があることから、環境影響評価を適切に行うに当たって、内容が不十分であると考えます。
- 2 今後、環境影響評価準備書以降の進めるに当たっては、関係機関と調整の上、計画内容をできるだけ具体化すること。特に風力発電設備の位置・規模・構造・配置については、主要な眺望点において景観に重大な影響がないように計画すること。
- 3 騒音等による地域住民の生活環境への影響を回避又は極力低減するような風力発電設備の位置・規模・構造・配置を検討し、必要な環境保全措置を講じること。
- 4 鳥類等の野生動植物の生息・生育への影響を回避又は極力低減するような風力発電設備の位置・規模・構造・配置を検討し、必要な環境保全措置を講じること。

以上

担 当 市民環境部 環境政策課
TEL 0531-23-3541





2南知多環第1030号
令和2年5月11日

愛知県知事 大村秀章 様

知多郡南知多町長 石黒和彦



(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (回答)

令和2年4月28日付け31環活第387-5号で照会のありましたこのことにつきましては、意見はありません。

担当 厚生部環境課 環境保全係

電話 0569-65-0711 (内線133)

FAX 0569-65-0694

Eメール kankyo@town.minamichita.lg.jp

